

「税金費用」の用語は使用しない

方向—ASBJ、税効果会計専門委

去る9月5日、企業会計基準委員会が第81回税効果会計専門委員会を開催した。

前回（2022年7月20日号（No.1650）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案71号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に対して寄せられた主なコメントへの対応について検討された。

税金費用の計上区分

第483回親委員会において、本改正案でその他の包括利益に対して「税金費用」および「税金費用の累計額」の用語を用いている点について、①従来の日本基準と同じような意味で使用されていないこと、②IFRSでは税金費用を「純損益の計算に含まれる当期税金と繰延税金との合計額」（IAS12号「法人所得税」5項）と定義しており、「税金費用」の意味する範囲が異なることから、本改正でこれらの用語を用いることへの懸念の声が挙がった。

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

語は用いずに取扱いを定めることを提案した。すなわち、本改正に伴う法人税等の取扱いを、従来の税効果に関する取扱いや従来からの表現に追加することと、「税金費用」等の内容を具体的に記載する形で修正を行う。

専門委員会からの「従来の表現への修正に伴う影響は生じないのか」との質問に、事務局は「形式的な表現の見直しの範囲と考えている」と回答した。

会計

貸手の表示・注記、再提案

—ASBJ、リース会計専門委

去る9月5日、企業会計基準委員会は第120回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

貸手の表示および注記

貸手の表示および注記について、第117回専門委員会（2022年8月1日号（No.1651）情報ダイジェスト参照）では、表示については現行

本改正案は、子会社株式等を売却した際の売却損益に係る一時差異に対する繰延税金資産または繰延税金負債を計上しない場合について「消去」という表現を用いていたが、他の会計基準等と表現を合わせるため「取り崩す」という表現に修正すること等が提案された。

親委員会での議論

9月6日開催の第486回親委員会でも、前記2つのテーマについて議論が行われたが、特段の異論は聞かれなかった。

去る9月5日、企業会計基準委員会は第120回リース会計専門委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

貸手の表示および注記

貸手の表示および注記について、第117回専門委員会（2022年8月1日号（No.1651）情報ダイジェスト参照）では、表示については現行

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
10月11日(火)まで (10月10日(月)が祝日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
10月31日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年8月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年7月期) 2カ月延長法人(令和4年6月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(図表) 貸手の開示項目

- (1) ファイナンス・リースに関する次の損益項目
 - ① 販売損益
 - ② リース債権およびリース投資資産に対する受取利息相当額
 - ③ リース債権およびリース投資資産に含めていない変動リース料に係る収益
- (2) リース債権に関する次の事項
 - ① リース債権の残高に重要な変動がある場合のその金額および内容
 - ② 将来のリース料を収受する権利(リース料債権)部分の金額(利息相当額控除前)および受取利息相当額
- (3) リース投資資産に関する次の事項
 - ① リース投資資産の残高に重要な変動がある場合のその金額および内容
 - ② リース料債権部分および見積残存価額部分の金額(各々、利息相当額控除前)ならびに受取利息相当額
- (4) リース債権およびリース投資資産に係るリース料債権部分(利息相当額控除前)について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額および5年超の回収予定額
- (5) オペレーティング・リース(OL)に関する次の損益項目
 - ① OLに係る収益
 - ② 指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益
- (6) OLに係るリース料について、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額および5年超の回収予定額

また、9月6日開催の第486回親委員会でも本テーマについて議論された。委員からの「図表(2)①、(3)①では『重要な変動がある場合』に金額の開示を要求しているが、収益認識基準では契約資産・負債の残高について金額は要求されていない。収益認識基準と異なる理由を明記するか、そろえるかすべき」との意見に、事務局からは「検討する」との回答があった。

収益認識適用指針の改正

リース会計基準の改正に伴う企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「収益認識適用指針」という)の改正について議論された。

事務局から、IFRS15号およびトピック606「顧客との契約から生じる収益」と整合するように、買戻契約(先渡取引、コールオプション、プットオプション)に関してリースとして会計処理する収益認識適用指針の定めについて、当該契約がセール&リースバック取引の一部である場合には、金融取引として会計処理するとの定め追加が提案された。

専門委員からは、「オプションがつく取引をすべて金融取引とすることに懸念がある。当てはまらないケースもあり得るかも」との意見が聞かれた。

また、9月6日開催の第486回親委員会でも本テーマについて議論が行われたが、事務局提案に特段の異論は聞かれなかった。

会計・監査・開示
※来し方行く末

資本市場の主要関係者

公認会計士
市川 育義

資本市場には、投資価値の向上を目的として企業に成長資金等を供給する「投資家」と、それを原資にして設備投資、研究開発投資、人的資本投資等を行い、新たな製品等を開発、販売して企業価値の向上を目指す「企業」がいる。

この場合、投資価値と企業価値は基本的に表裏の関係にあるため、この両者の関係の好循環を実現することは、社会的課題の解決や社会全体の幸福度を高め、究極的には日本経済の発展に貢献することとなり、非常に重要である。第二次安倍内閣が策定した日本再興戦略の着眼点もここにあるといえる。

資本市場は、株式の発行・流通市場として機能しているわけであるが、なぜこのようなくみが必要なのであろうか。

それは、株式が「企業」にとって返済義務のある負債ではないという特徴を有するため、「投資家は、基本的に、保有する株式の回収を「企業」に請求することはできないことによる。すなわち「投資家」は、他の「投資家」に株式を譲渡することで、投資資金を回収するしかないのである。このため、資本市場は、「企業」

が「投資家」に対する株式の発行により多額の資金調達を可能とし、また、「投資家」はその後株式を他の「投資家」へ売却することにより投資資金の回収を可能とする場の提供を基本的な役割としている。

したがって、株式の発行・流通市場として機能する資本市場にとって重要なことは、多くの投資家が安心して売買できる環境を整備することにある。資本市場には、多様な投資家参加し、参加する投資家が多くなればなるほど、投資家の厚みが増し多額の成長資金を呼び込むことができる。

日本を代表する資本市場としては、現在、「東証」が開示している株式市場があり、日々監視の目を光らせているが、これだけでは十分とはいえない。「投資家」が安心して、「企業」の発行する株式に直接投資をしたり、流通市場で株式を売買したりするために、「投資家」が安心して資金の運用を「企業」に任せられることや、「企業」の発信する情報を信頼して利用できることが確保されていないばならないからである。

このため、「投資家」が供給する資金が企業価値向上のための事業活動に有効かつ効率的に使われていることや、そのような活動の経過や成果等を説明する投資情報信頼性確保について、まずは「企業」のガバナンス体制や内部統制が有効に機能していることが大前提となる。また、「企業」が開示する情報については、よくみせたいとのインセンティブが必ず働くため、「企業」が自らチェックするだけでなく、独立第三者でありかつ専門家でもある公認会計士または公認会計士が共同して設立した「監査法人」による監査により、当該情報に対する信頼性付与が欠かせないこととなる。

このように、「企業」のことをよく知らない無防備な「投資家」が、資本市場において、安心して取引できるようにするため、現行制度では、「企業」自身によるガバナンス体制・内部統制の整備・運用とともに、「投資家」に発信される重要な財務情報については「監査法人」等による監査を法的に義務づけている。さらに、「東証」等が公正な取引等がないかを常時監視し、最後に、資本市場全体を監視監督する「規制当局(金融庁)」が、海外の規制当局とも連携を取りながら、資本市場の発展に向けた改革に継続的に取り組んでいるのである。

第1号および第2号電子決済手段の発行・保有の会計処理、検討

— ASBJ、実務対応専門委

去る9月7日、企業会計基準委員会は第149回実務対応専門委員会を開催した。第148回（2022年9月10日号（No.1654）情報ダイジェスト参照）に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて審議された。

主な審議内容は次のとおり。
第1号電子決済手段の保有に関する会計処理の事務局分析
 第1号電子決済手段の定義は次のとおり（資金決済法2⑤（一））。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（略）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（略）

事務局は、電子決済手段に現金、金銭債権それぞれとの類

似性が認められることから、どちらを重視するかにより次の会計処理が考えられるとした。

- 方法1 現金に類似するものとして会計処理する方法
- ① 認識・受渡日
 - ② 測定・取得時→発行者によって償還が約されている額、期末→償還額
- 方法2 金銭債権と同様に会計処理する方法
- ① 認識・発生→契約締結時、消滅→権利の行使時・喪失時・支配が他に移転した時
 - ② 測定・取得時→時価、期末→取得価額から貸倒引当金を控除した額

そのうえで事務局は、電子決済手段が通貨と同等の性質を有しており、電子決済手段が金銭債権に該当し得るとしても、電子決済手段が設けられた制度趣旨も踏まえると、方法1を採用することが考えられるとした。

専門委員からは、現金に類似しているとしても発行者（銀行、資金移動業者に限定。第2

号も同じ）の信用リスクが残る点に懸念を示す意見が聞かれたほか、「預金と現金を比較するほうがよい」、「現段階で現金との類似性を重視するには、論点が残る。どちらを採用するかは明確に決めずに会計処理を検討すべき」といった意見もあった。

第1号電子決済手段の発行に関する会計処理の事務局分析

事務局は、第1号電子決済手段の発行者は、保有者の求めに応じて発行価格と同額で償還する法律上の義務を有することになること、金融商品実務指針の定めなどから、第1号電子決済手段は金銭債権であると考えられるとした。そのうえで、次のような会計処理を示した。

- ① 認識・発生→契約締結時、消滅→義務の履行時・消滅時・第一次債務者の地位からの免責時
- ② 測定・発行時→債務額、期末→債務額

また、金融負債は時価評価の対象としないことが適当であるとする金融商品会計基準67項の定めは電子決済手段も同様と考えている。

専門委員からは「時価評価の対象としないことが適当という

ことは、市場で売買をする際に含み損益が発生すると想定されているということか」との意見が聞かれた。これに対して事務局は、「時価の変動はあまり想定していない。ただ、時価開示の対象になるかどうかについては今後検討する」と回答した。

第2号電子決済手段の発行・保有に関する会計処理の事務局分析

第2号電子決済手段の定義は次のとおり（資金決済法2⑤（二））。

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（略）

事務局は、第2号電子決済手段は、第1号電子決済手段と相互に交換できる財産的価値であることから、第1号と同様の会計処理となるとの考えを示した。

会計

SICCR判定時の担保の考慮等、検討—ASBJ

去る9月6日、企業会計基準委員会は、第486回企業会計基準委員会を開催した。

見が聞かれ、検討が行われた。

IFRS9号「金融商品」では、金融資産の減損に関して、第186回金融商品専門委員会（2022年9月10日号（No.1654）情報ダイジェスト参照）に引き続き、次の論点について、議論が行われた。

信用リスクの著しい増大（SICR）の判定時における担保の考慮

専門委員会では、有担保の債権と無担保の債権ではリスク特性が異なるものとしてグループニングされる認識で正しいか等の意見。

この点に関して、わが国の銀

は、SICRの評価において、十分に担保が保全されていることによりデフォルトが発生したとしても損失が発生しない見込みであることは勘案されない。また、金融収益の認識と予想信用損失を別々に考慮しており、担保の有無による当初の信用スプレッドの違いはデフォルト・リスクの変動には関連せず、SICRの評価では考慮されない。

行等金融機関では、基本的には債務者ごとに信用リスクを管理し債務者区分を基礎に引当を行っており、担保の有無は債務者区分に反映されていないため、担保の価値をSICRの評価において考慮しないことに関して一般的には実務上の困難はないとの分析が示された。

(2) 委員の意見
委員からは「実務と整合的」など賛成意見が多く聞かれた。

信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

専門委員会では、IFRS9号は、信用リスクが増大した場合の利息収益の認識について、金融資産の総額での帳簿価額から損失評価引当金を控除した純額に対して実効金利を適用して算定することを要求しているが、日本基準や米國基準の取扱いと異なっており、追加的論点として取り上げてほしいとの意見が聞かれ、検討が行われた。

(1) 事務局分析・提案

IFRS9号では実効金利法による償却原価を前提とした利息収益の算定と予想信用損失の算定が連携していることから、

債権の測定（実効金利法による償却原価測定）に関する取扱いと密接に関連している。

一方、日本基準では、元本と利息を区別し、利息収益を元本に対する約定利息の回収として捉えており、債務者の信用が悪化した場合、元本に対する回収不能見込額を貸倒引当金として計上しつつ、利息に関しては一定の条件を満たした場合に利息不計上の取扱いがなされている。

これらを踏まえ、本論点は分類・測定において実効金利法に類する取扱いがなされている。

会計

債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理等、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る9月7日、企業会計基準委員会は第187回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準の開発に關し、ステップ2で検討する次の論点について、審議が行われた。

監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮

新型コロナウイルス感染症の影響下で、欧州証券市場監督局などの監督当局等からIFRS9号「金融商品」の適用に係るさまざまなガイダンスやレター

による償却原価測定を採用するかどうかに関わるため、「貨幣の時間価値の考慮」(2022年8月10日号 (No.1652)) 情報ダイジェスト参照)とあわせて引き続き検討する案が示された。

(2) 委員の意見

委員から、特段の異論は聞かれなかった。また、事務局から、ステップ2で取り上げる論点をすべて検討した後に、本論点を検討するとの方向性が示された。

に関する追加的な情報を提供すると考えられるものうち、IFRS9号の柔軟性を確認するもガイダンスとして整理されるものは実務上の困難性を軽減し得るとの分析を示した。コロナ禍を念頭に置いている性質上、そのまま会計基準等に取り入れるべきではないが、その考え方は基準を理解するうえで参考になり得るため、結論の背景などで触れることが考えられるとした。

債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理

(1) 概要

金融資産の契約上のキャッシュ・フローが条件変更される場合について、IFRS9号の「5.4 償却原価測定」では次のように定められ、当該金融資産の認識が中止される場合と中止されない場合で会計処理が異なると考えられる。

① 認識が中止されない場合

当該金融資産の帳簿価額を、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値に修正する (IFRS9号5.4.3項)。減損に関しては、信用リスクの著しい増大 (SICR) の有無を当初認識時の債務不履行リス

クと比較して評価する必要があり (5.5.12項)。

② 認識が中止される場合

条件変更後の資産は、新たな金融資産とみなす (B5.5.25項)。また、SICRが生じていない新たな金融資産または組成した信用減損金融資産として取り扱う (B5.5.26項)。

(2) 事務局提案

減損と条件変更は密接に関連すると考えられるものの、条件変更は償却原価測定に関連する定めと位置づけられていることに加え、認識の中止に係る論点とも結びついており、減損というよりは「分類および測定」に関する論点である。そのため、今後の審議において、実効金利法による償却原価測定と条件変更に関して全体的に整合的となることに留意しつつ、分類および測定の取り込み方については事務局から別途提案を行う。

専門委員会からは「日本の実務

では条件変更のレベル感により、格付けや引当金が異なるため、取り入れ方によっては引当水準にも大きな影響が生じるのではないか」との懸念が示された。事務局は「その点も考慮して検討していきたい」と回答した。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年9月7日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	現在の審議状況を反映したほか、修正国際基準(JMIS)の項目が削除されている。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2022_0907.pdf	—
2022年9月12日	内閣府令53号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	金融庁	2022年6月21日の証券取引等監視委員会の建議を踏まえ、合同会社等の使用人(従業員)による社員権の取得勧誘の適正化に向けて、社員権の発行者に関する規定を見直すもの。施行は2022年10月3日。 https://kanpou.npb.go.jp/20220912/20220912h00816/20220912h008160001f.html	—

金融 利上げが直撃する公的債務問題の罫

欧州中央銀行(ECB)は9月8日に理事会を開催し、政策金利を0.75%引き上げることとを決めた。この上げ幅は、ユーロ圏史上最大で、さらに今後「数回の」追加利上げを実施する方針も示した。現時点でECBの金融政策に最も影響を与えるインフレ率は、欧州連合(EU)統計局(ユーロスタット)が8月31日に発表したもので、前年同月比9.1%の上昇と過去最大幅を更新した。エネルギーと食料品が、物価上昇を担う主要因となっている。これらを除くコアCPIは、前年同月比で4.3%の上昇と総合指数を大きく下回るが、このコアCPI自体も、過去最高の数字だ。

ECBの利上げが大幅であるほど、追加利上げが長引けば長引くほど、2つの問題がクローズアップされる。1つは黒田日銀による金融政策の引締め転換は可能なのか、もう1つはECBがEU内のイタリアに焦点を当てたオペレーションをどこまでできるのか、である。ECBが利上げに否定的な昨年からの問

題となっており、利上げに転換シタカ派姿勢を強めるなか、悲観論が強まっている。背後にあるのは公的債務問題だ。対GDP比で見ると、2022年末の推計値で日本は252.3%で主要先進国中群を抜き首位、次いでイタリアが150.4%、アメリカが130.7%、フランスが113.5%の順で、ドイツが最低で69.8%となっている。1位

の日本と2位のイタリアが利上げに神経質になるのも当然だ。ECBが米連邦準備制度理事会(FRB)に次いでタカ派色を強めると、主要先進国との金利差は日本だけが拡大する。また、米FRBに次いでECBも10月に量的引縮めの議論開始との報道もあり、イタリアの公的債務問題は金利でも量的にも危機感が増す。ECBはイタリアなど南欧債務問題を見据えた「分断化」防止で伝達保護措置(TPI)を導入し、対応策は打っているが、有効性はいまだに不透明なままだ。

証券 円安下、日本株価はどいへ行くか?

8月下旬のパウエル米連邦準備制度理事会(FRB)議長の演説がもたらした世界同時株安は、9月6〜7日に一応、底を打った形となり、その対応に欧米投資ファンドが知恵を絞ることが予想される。

米金融政策は高いインフレ率の沈静化を最優先する姿勢を明らかにしたが、その手段、方法は利上げ幅の拡大、量的緩和の縮小などで、家計や企業の負担を重くして需要を抑え込み、物

の日本と2位のイタリアが利上げに神経質になるのも当然だ。ECBが米連邦準備制度理事会(FRB)に次いでタカ派色を強めると、主要先進国との金利差は日本だけが拡大する。また、米FRBに次いでECBも10月に量的引縮めの議論開始との報道もあり、イタリアの公的債務問題は金利でも量的にも危機感が増す。ECBはイタリアなど南欧債務問題を見据えた「分断化」防止で伝達保護措置(TPI)を導入し、対応策は打っているが、有効性はいまだに不透明なままだ。

の日本と2位のイタリアが利上げに神経質になるのも当然だ。ECBが米連邦準備制度理事会(FRB)に次いでタカ派色を強めると、主要先進国との金利差は日本だけが拡大する。また、米FRBに次いでECBも10月に量的引縮めの議論開始との報道もあり、イタリアの公的債務問題は金利でも量的にも危機感が増す。ECBはイタリアなど南欧債務問題を見据えた「分断化」防止で伝達保護措置(TPI)を導入し、対応策は打っているが、有効性はいまだに不透明なままだ。

の日本と2位のイタリアが利上げに神経質になるのも当然だ。ECBが米連邦準備制度理事会(FRB)に次いでタカ派色を強めると、主要先進国との金利差は日本だけが拡大する。また、米FRBに次いでECBも10月に量的引縮めの議論開始との報道もあり、イタリアの公的債務問題は金利でも量的にも危機感が増す。ECBはイタリアなど南欧債務問題を見据えた「分断化」防止で伝達保護措置(TPI)を導入し、対応策は打っているが、有効性はいまだに不透明なままだ。

の日本と2位のイタリアが利上げに神経質になるのも当然だ。ECBが米連邦準備制度理事会(FRB)に次いでタカ派色を強めると、主要先進国との金利差は日本だけが拡大する。また、米FRBに次いでECBも10月に量的引縮めの議論開始との報道もあり、イタリアの公的債務問題は金利でも量的にも危機感が増す。ECBはイタリアなど南欧債務問題を見据えた「分断化」防止で伝達保護措置(TPI)を導入し、対応策は打っているが、有効性はいまだに不透明なままだ。

の日本と2位のイタリアが利上げに神経質になるのも当然だ。ECBが米連邦準備制度理事会(FRB)に次いでタカ派色を強めると、主要先進国との金利差は日本だけが拡大する。また、米FRBに次いでECBも10月に量的引縮めの議論開始との報道もあり、イタリアの公的債務問題は金利でも量的にも危機感が増す。ECBはイタリアなど南欧債務問題を見据えた「分断化」防止で伝達保護措置(TPI)を導入し、対応策は打っているが、有効性はいまだに不透明なままだ。

日銀に超金融緩和の維持を可能にしているのは、日本のインフレ率が他国より低い状況が続いているためとも考えられる。円安・ドル高の進行が目立つようになつてきたのは、今年3月、米FRBが最初の金利引上げに踏み切つてからである。その後、米国の連続利上げ、日本の据置きによつて日米の金利差が広がり、現在、20数年振りの円安となっている。

「円安進行」輸入物価の上昇は消費者や企業を苦しめるため、円安批判が高まっているが、日本ではインフレは他国よりまし、という状態にあることが理解されているためか、政府や日銀を突き上げるところまでいっていない。

一方、今回の円安が海外依存度の高い企業にメリットをもたらす可能性はあまり指摘されていなかった。しかし、2022年度第1四半期の企業業績が明らかにになり、円安メリットが認識され出したようだ。それが日米の株価動向の違いに反映されてきたとみられる。アメリカのインフレ、金利、景気などの変動が強まるなか、円相場や日本の企業収益の今後が注目される。

一方、今回の円安が海外依存度の高い企業にメリットをもたらす可能性はあまり指摘されていなかった。しかし、2022年度第1四半期の企業業績が明らかにになり、円安メリットが認識され出したようだ。それが日米の株価動向の違いに反映されてきたとみられる。アメリカのインフレ、金利、景気などの変動が強まるなか、円相場や日本の企業収益の今後が注目される。

一方、今回の円安が海外依存度の高い企業にメリットをもたらす可能性はあまり指摘されていなかった。しかし、2022年度第1四半期の企業業績が明らかにになり、円安メリットが認識され出したようだ。それが日米の株価動向の違いに反映されてきたとみられる。アメリカのインフレ、金利、景気などの変動が強まるなか、円相場や日本の企業収益の今後が注目される。